

「釧路市特定居住促進計画」（素案）についてのご意見を募集します。

募集期間：2026年（令和8年）1月30日（金）～2026年（令和8年）2月13日（金）

釧路市は、夏の涼しさを求める長期滞在者数が14年連続道内1位を記録しているものの、人口減少社会において地域の活力を維持し経済の活性化していくためにも、これまでの「長期滞在者」に加え「二地域居住者」を増やすことを目標とした「釧路市二地域居住等促進戦略」（参考資料）を、令和7年8月29日に策定したところです。この戦略では、「くしろ長期滞在ビジネス研究会」と連携し、二地域居住者の受け入れ環境整備を進めていくこととしています。

今後、二地域居住の取り組みを進めていくにあたり、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号 以下「広活法」）に基づき、「釧路市特定居住促進計画」を策定しますので、皆様のご意見を募集します。

皆様からいただいた意見を踏まえ、取り入れるべきご意見については、案を修正するなど検討を進め、最終的には釧路市のホームページで公開する予定です。

なお、皆さんからのご意見などの概要は、それらに対する市の考え方と併せて2026年（令和8年）2月下旬をめどに釧路市のホームページなどで公表いたします。

（注）

- ・「二地域居住」とは、主に都市部と地方部の2つ（複数）の地域に居住し、生活を行うスタイルを指します。
- ・釧路市では、出張やスポーツ合宿等の目的を除いて3泊4日以上釧路市内に滞在する方を「長期滞在者」としています。

1 主な内容

特定居住促進計画は、二地域居住の促進を通じた地域の活性化の実現のため、市が目指すべき方向性と目標を定め、その目標を達成するための具体的な取り組みを地域内外に示すものです。

「釧路市二地域居住等促進戦略」や、既存の都市計画と調和や整合性を図りつつ、計画に掲載した内容のポイントは次のとおりです。

（1）特定居住促進区域（1～2ページ）

特定居住促進区域は、二地域居住者の定着を図るために「住まい」「なりわい（仕事）」「コミュニティ」が成立しやすい地域とされています。

釧路地域においては、「釧路市立地適正化計画」（令和7年現在）の「居住誘導区域（人口減少の中でも一定の人口密度を保つことを目指し、居住を誘導する区域）」としています。

阿寒・音別地域においては、上記と同じ理由で市街地周辺を設定しており、阿寒湖温泉地域は、宿泊施設が多いものの、長期で滞在できる住宅が不足していることにより除外しています。

なお、今回指定する区域は、「広活法」の適応範囲を定めたもので、区域以外の場所で二地域居

住ができないということではありません。

(2) 特定居住の促進に関する基本的な方針（3～4ページ）

「釧路市二地域居住等促進戦略」では目指すべき将来像として、夏季偏在の滞在需要の解消と二地域居住者の増加に向け、官民連携の取り組みにより二地域居住者と地元人材や企業との交流の機会を通じて活力ある地域経済とコミュニティを創出するとしています。

(3) 特定居住拠点施設の整備に関する事項（4～5ページ）

以下の視点で、掲載しています。

○住宅・宿泊施設：くしろ長期滞在ビジネス研究会会員の運営するホテルやマンスリーマンション等滞在施設

（※参考 くしろ長期滞在ビジネス研究会ホームページ <https://cool1946.com/>）

○交流施設：地域の中心となる交流施設、二地域居住者も参加できるサークル活動が行われている交流施設、くしろステイメンバーズカードが使用できる施設を中心に掲載

○コワーキングスペース：くしろ長期滞在ビジネス研究会会員（特定居住支援法人指定予定）が開設予定の施設を掲載

（注）「特定居住支援法人」とは、二地域居住を支援するため自治体が指定する民間法人。

民間が主体となって二地域居住の促進に取り組みやすくなる利点がある。

現状、用途変更は予定しておりません。なお、二地域居住にかかる施設の新設・改修等があれば随時計画を変更する予定です。

(4) 特定居住者の生活の利便性の向上又は就業の機会の創出に資するため必要な施設の整備に関する事項（5ページ）

二地域居住者が日常の暮らしに必要な生活サービスが受けられるような施設や、二地域居住者が創業する目的で整備する、喫茶店・飲食店などの店舗などの施設が該当します。現状、くしろ長期滞在ビジネス研究会会員による、新たな施設の開設はありませんので、「該当なし」「用途変更の予定なし」としています。

(5) 施設の整備に関する事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に関する事項（6ページ）

二地域居住を促進するための、釧路市の事業について記載しています。

(6) 計画期間（1ページ）

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、内容に追加修正等が生じた場合は、随時、計画を変更する予定です。

2 参考資料

(1) 二地域居住の促進の手引き

（国土交通省ホームページ：

<https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/content/001881794.pdf>

(2) 釧路市二地域居住等促進戦略

(市ホームページ: <https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/ijyuu/1017358.html>)

3 意見募集要項

(1) 意見募集期間

2026年(令和8年)1月30日(金)～2026年(令和8年)2月13日(金)

(2) 資料の公表場所

- ・釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働推進係（釧路市役所本庁舎4階）
- ・釧路市役所本庁舎1階市政情報コーナー
- ・各行政センター1階市政情報コーナー
- ・各支所
- ・釧路市役所ホームページ（<https://www.city.kushiro.lg.jp/>）

(3) 意見の提出方法

意見等の提出書を使用し、メール、郵送、信書便、ファクス、持参（受付時間 平日の8時50分～17時20分）のいずれかの方法で提出してください。

※ 電話によるご意見の受付は応じかねますので、ご了承ください。

※ ご意見の提出にあたっては、お名前、ご住所、電話番号、意見等提出者の区分をご記入ください。

（取得した個人情報は、ご意見の具体的な内容等を必要に応じて確認するために使用し、その他の目的で使用することはありません。）

意見の提出・問合先

釧路市総合政策部市民協働推進課市民協働係

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 釧路市役所本庁舎4階

電話：0154-31-4538（直通） ファクシミリ：0154-23-5220

E-mail：shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp